

宿泊約款

第1条（適用範囲）

当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条（宿泊契約の申込）

当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 会社（団体）名及び宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の宿泊料金による)
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとし、但し、当施設が承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間(3日を超える時は3日間)の宿泊料金を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらない時。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がない時。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする虞があると認められる時。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められる時。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である時
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした時。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められる時。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた時。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない時。
- (9) 1.宿泊しようとする者が、泥酔者等であって他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす虞があると認められる時。2.宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(千葉県旅館業法施行条例第15条1号・2号)
- (10) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した時、またはかつて同様な行為を行ったと認められる時。

第6条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当施設が第4条第1項の特約

に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知した時に限ります。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の22時（予め、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

第7条（当施設の契約解除権）

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする虞があると認められる時、又は同行為をしたと認められる時。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められる時。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である時

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした時。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められる時。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた時。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない時。

(7) 1. 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる時。2. 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をした時。（千葉県旅館業法施行条例第15条1号・2号）

(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わない時。

(9) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した時、またはかつて同様な行為を行ったと認められる時。

第8条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする時は、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条（客室の使用時間）

宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、15時から翌朝10時までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条（営業時間）

当施設の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロントサービス時間：24時間営業

(2) 飲食等(施設)サービス時間

イ 朝食 7時00分～10時00分（最終入店：9時30分）

ロ 昼食 11時30分～14時00分（最終入店：13時30分）

ハ 夕食 18時00分～21時00分（最終入店：20時30分）

ニ その他の飲食等 ー

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条（料金の支払い）

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨(円)又は宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条（当施設の責任）

当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。但し、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

第 14 条（契約した客室の提供ができない時の取扱い）

当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。但し、天災、その他の理由による困難な場合は除きます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができない時は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がない時は、補償料を支払いません。

第 15 条（寄託物等の取扱い）

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じた時は、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかった時は、当施設は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当施設内に持込んだ物品又は現金並びに貴重品であってフロントに預けなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた時は、当施設は、その損害を賠償します。但し、宿泊客から予め種類及び価額の申告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、5 万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

第 16 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、当施設は、当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めます。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない時は、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。傘や衣類など大量・安価な物や保管に不相応な費用を要するものについては、遺失物法に則り、対処します。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条（駐車場の責任）

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えた時は、その賠償の責め

に任じます。

第 18 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被った時は、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条（免責事項）

私共の施設内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第 20 条（災害対策）

火災、地震等の災害予防にご協力いただくとともに、緊急事態発生時には係員の指示に従い、冷静に対処をお願いします。また、不測の事態に備えて、非常口、消火設備、避難方法等を事前にご確認ください。

第 21 条（利用禁止事項）

宿泊客の中に次の該当者がいる場合、当施設の利用を禁止させていただきます。

- (1) 暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体・その他反社会的勢力の関係者。
- (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人・その他の団体の関係者。
- (3) 病毒伝播の恐れのある伝染病等の疾病に罹った方。

別表第 1 宿泊料金の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本料金（室料） ② サービス料（基本料金に含む）
	追加料金	③ 飲食料及びその他の利用料金
	税金	イ 消費税（地方消費税を含む）

備考 税法が改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

ご予約を取り消される場合は、ご利用日を起算日として、下記のキャンセル料を申し受けます。尚、キャンセル料はお見積り金額に対して算出いたします。

項目	キャンセル受付日						
	当日	前日	前々日	3～7 日 前	8～14 日 前	15～30 日前	1～2 ヶ 月前
宿泊 団体*1	100%	80%	20%	20%	10%	—	—
個人*1	80%	20%	—	—	—	—	—
会場	100%	80%	80%	50%	30%	20%	10%
食事	100%	50%	50%	—	—	—	—
宴会	100%	50%	50%	30%	20%	—	—

*1 15 名様以上のご予約を団体とさせていただきます。

*2 日数の算定は受付日の 17:00 までを当日扱いと致します。

*3 土日祝日の変更はお受け致しかねますので、予めご了承ください。

*4 キャンセル数量の算定は、宿泊及び会議室は 30 日前、食事は 7 日前のご予約数量を基準と致します。

*5 会議室については 1 つから適用となります。

*6 日程変更の場合も、①当該日程のキャンセル ②他日程のご予約 という手続きを取らせていただき、上記キャンセル規定の適用対象となります。

*7 3 月・4 月の会場のご予約につきましては、別表第 3 の特別期キャンセル規定が適用になります。

*8 上記内容につきましては、変更の可能性がございますので、予めご了承ください。